



様式第7号(第12条関係)

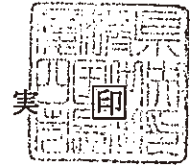
一般廃棄物処理業許可証

四市生第29-13号

平成30年 1月19日

所在地 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1  
名称 株式会社パブリック  
代表者氏名 代表取締役 三野 輝男

四国中央市長 篠原



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可する。

COPY

許可期間 平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで

区 域 四国中央市内

廃棄物の種類 ごみ

業務内容 処分

許可条件 別紙のとおり

事業所所在地 四国中央市寒川町2597番地

## 四国中央市一般廃棄物処理業（処分）許可条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第11項の規定に基づき、次のとおり条件を附する。

（関係法令の遵守等）

- 1 (1) 一般廃棄物処分業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則その他関係法令等を遵守すること。
2. 事業主は、関係法令等に違反しないように従業員を常に指導監督し、資質の向上を図るよう努めなければならない。
3. 市からの指導、指示に従うこと。
4. 四国中央市の許可業者であることを自覚し、社会通念上不適と認められる行為、言動等を厳に慎むこと。

（許可の取消し又は業務の停止）

- 2 関係法令及び許可基準並びに許可条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないときは、市長は本許可を取消し、又は期間を定めて業務の一部もしくは、全部の停止を命じる。